

令和 5 年第 9 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5 年 9 月 7 日
筑紫野市役所 505 会議室

1 開会日時及び場所 令和5年9月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年9月7日 午後4時10分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 28号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 28号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 29号 非農地証明願について

議案第 30号 欠員が出た農業委員の対応について

農政

議案第 17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 18号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進
計画（案）に関する意見照会について

議案第 19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に伴う意見聴衆に
ついて

令和5年第9回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。どうも昼間の暑い中、今日は大分涼しくはなってきましたが、お疲れさまでございます。

実は先日、□□委員さんが急に亡くなられました。それでもって、一応、親睦会といいますか、のほうからお包みをし、参らせていただいております。同時に、皆さん方もいろいろ御足労いただいたと思います。□□委員さんは8月の17日にお亡くなりになられています。それで、営農活動などいろいろな農業委員会の仕事につきましても精力的に頑張っていたいておりますし、そういうことから含めて、今日は始まる前にこの場で黙禱をささげたいと思うんですが、ようございましょうか。

恐れ入りますが、御起立をお願いいたします。

それでは、□□さんの冥福を祈って黙禱をささげたいと思います。

黙禱。

(黙禱)

○議長：お直りください。

では、御着席ください。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから、時間前ではございますが始めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第9回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、2番委員の砥綿委員さん、9番委員の萩尾委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。

資料の1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑548平米、合計548平米。届出の事由、相続。備考欄にもありますように、あっせん希望の有無に関しては、なしでございます。

続きまして、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外7筆。地目、地積に関しましては、田6,968平米、畑1,089.17平米、合計8,057.17平米。届出の事由は相続。備考欄にもありますように、あっせんの希望につきましては、なしでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田180平米、合計180平米。届出内容、転用目的、敷地拡張、構造規模はコンクリート打設、工事期間は令和5年8月18日から令和5年9月30日までとなっております。なお、受付月日は令和5年8月18日です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページから4ページにつながっておりますので、よろしくお願いします。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第30号、議案書のとおり農地の転用届出が6件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、東京都西東京市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田117平米、畑15平米、合計132平米。届出内容は、転用目的が建売住宅、契約内容は売買、構造規模、木造2階建て、工事期間は令和5年9月1日から令和6年8月31日まで。受付月日は令和5年8月2日。

続きまして、番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の

表示、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田27平米、畑8.6平米、合計35.6平米。届出内容は、転用目的が駐車場、契約内容が売買、構造規模は盛土、整地、工事期間につきましては令和5年8月25日から令和5年9月25日までとなっております。受付月日は令和5年8月2日。

続きまして、番号3、譲受人、北九州市□□、□□、□□。譲渡人、横浜市港南区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田104平米、合計104平米。届出内容は、転用目的が共同住宅、契約内容は売買、構造規模は鉄筋コンクリート造、工事期間につきましては令和5年11月1日から令和6年12月28日までとなっております。なお、受付月日は令和5年8月8日です。

続きまして、番号4、譲受人、太宰府市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田289平米、合計が289平米でございます。届出内容は、転用目的が給食センター建築、契約内容は賃借権、構造規模は鉄骨造2階建て、工事期間は令和5年8月18日から令和6年2月29日までとなっております。なお、受付月日は令和5年8月18日です。

続きまして、次のページ、4ページをお開きください。番号5、譲受人、古賀市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田40平米、合計40平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場拡張、契約内容は売買、構造規模はマンション用駐車場、工事期間は令和5年9月15日から令和5年10月30日までとなっております。なお、受付月日は令和5年8月21日です。

続きまして、番号6、譲受人、太宰府市□□、□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑288平米、合計288平米。届出内容は、転用目的が建売住宅（5棟）、契約内容が売買、構造規模は木造2階建て、木造平家建て、工事期間は令和5年10月15日から令和6年1月30日までとなっております。なお、受付月日は令和5年8月23日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

ただいま、6件につきまして説明いただきました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：6番の建売ですけど、建売が5棟ですので、畑だけが農地のところになっているのでそこだけを農地転用の申請をするってということですか。

○事務局：はい、そうでございます。

○委員：ほかに敷地としてはもっと広いんでしょうか。そうではない。

○事務局：全体の一部に農地がある部分だけを今回かけています。

○委員：畑だけをかけて、農地転用をかけるんですね。

○事務局：そうですね。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ほかにございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

議案第28号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。1番について、□□番委員、□□委員さんより説明方よろしく願いいたします。

○委員：議案第28号、譲受人、住所、氏名、耕作面積、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地目は田で、地積が3,017平米です。異動の内容は、相手方要望で贈与です。

この方は、数年前から贈与税がかかるかかからないかぐらいの金額で、数回に分けて今贈与をされてあります。その手続に農協職員、開発課のほうに依頼されて、開発課の職員が私のほうの農業委員の印鑑をもらいに来てあります。これは今現在叫ばれています税制改正のことがありますので、相続税に対して7年間遡って遡及した贈与に関しては合算して相続税の計算をし直すという条件に、今変更にするようなふうになっているから、農協のほうもそここのところの対応をきちっとやってくれということをお願いはしてあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、よろしく願いいたします。ございますか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次の8ページをお開けください。

議案第29号、非農地証明願に関する件を議題といたします。1番、1件ございますので、□□

委員さんのあれだったんですが、恐れ入りますが、□□委員さん、説明方よろしくお願ひしたい
と思います。

○委員：それでは、説明させていただきます。番号1、申請人の住所、氏名、筑紫野市□□、□
□。申請地の表示、□□、外1筆。地積平米、畑1,062平米。申請内容、当該地は平成4年より
駐車場及び資材置場として利用のため、現況は雑種地となっております。一応、□□委員のほう
が□□の区長さん及び水利委員さんからの署名等を頂いております。以上、問題ないと思われま
すので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：現地のほうは、今、□□委員さんからもありましたように、駐車場及び資材置場とし
てずっと使われているということで確認をさせていただいております。一応、この内容で問題な
かろうかというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ
とといたします。

11ページをお開けください。

議案第30号、欠員が出た農業委員の対応についての件を議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局：□□委員さんがお亡くなりになったことに伴って農業委員に欠員が出ましたので、こ
の後の対応をどうするかという内容でお諮りするものでございます。

まず、当面の課題として、農地法の申請に伴って農業委員さんの押印がないと窓口での書類を
受け付けることができないということがありますので、本日お配りしました農業委員及び農地利
用最適化推進委員の地区割の一部を見直さなければならないということでございます。一応、事
務局の対応としましては、急遽、それまで筑紫地区の3人で担当してもらっていた際に□□委員
が担当しました隈、若江、それから西小田と馬市を、12ページの資料にもありますように、□□
委員に西小田、馬市を、そして、□□委員に隈、若江をお願ひしているところでございます。お

引き受けくださったことに対しまして、□□委員と□□委員におかれましては感謝を申し上げるところでございます。ありがとうございます。

あと、慣れない土地ということもあると思いますので、筑紫地区の農地利用最適化推進の□□委員それから□□委員とも協力をしながら、申請手続が滞りなく進むようにお願いできたらというふうに考えています。これまでの申請状況を見てみましても、幸い申請がそれほど多くないというところでございますので、事務局としては負担がかかるものではないかなというふうにちょっと考えているところでございます。

次に、農業委員に欠員が出た場合ということの対応なんですけども、事務局のほうから農業会議という県の機関のほうに確認をしておりますけども、13ページ以降に資料をつけておりますが、対応方法は同じ説明を受けましたので報告させていただきたいというふうに考えております。

農業委員会の運営実務Q&Aということで参考資料として13ページにつけておりますが、その中の抜粋ですけども、14ページにあります、問96、農業委員が任期の途中で罷免された場合、又は辞任した場合は、直ちに補充することが必要ですかという問いに対しまして、法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はありませんというふうな回答になっています。そのため、必ずしも農業委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はないというふうにされています。また、事務局のほうでも、市のほうで定めている例規集、そういったものも確認はしておりますけども、特段のそういう規定というのは見つかっておりません、ありませんでしたので、つきましては、欠員が生じたことによりどういうふうに判断するかということがその続きに書いてありますが、欠員が生じたことによって農業委員会の所掌事務に支障がある、適切に処理できない状況かどうかというところが判断基準になるようでございます。ですので、先ほども話しましたように、そんなに申請が多い場所でもないということで、任期満了までこの体制で農業委員会を行ってはどうかというのが事務局の提案でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、お分かりになられますかね。くどいですが、一応、□□委員さん、それから□□委員さんには、極端な負担は少ないかとは思いますが、やっぱり負担がかかると思います。そういった部分を推進委員さんとともに一緒になって、大変でございましょうがお引き受けをいただけるものなら、仕事の内容につきましてはこのまま、もし、選ぶとしてもすぐはできませんので、当面このやり方、表になっていますような形でさせていただきたいと思いますので、ここはぜひ御了解をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ようございますか。

(異議なし)

○議長：申し訳ありませんが、□□委員さん、□□委員さん、それから□□委員さん、それから

□□委員さんには迷惑かけますが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、欠員の補充の件ですが、規定がないということらしいです。ですから、当面今期の任期、ですから、あと1年半近くありますよね、はこのまま行かせていただくかという考え方なんです、補充したほうがいいと筑紫地区がどうしてもと言われればまたちょっと検討し直したほうがいい面もあるかとは思いますが、できればこのまま行かせていただきたい。どんなものでしょうか。皆さん方含めて御意見を。

○委員：当事者の方たちの意見が一番ね。

○議長：一応、お二方、農業委員さんには御了解はいただいているところではございますね。

○委員：そうしたら、いいんじゃないですかね。

○議長：後を選ばないじゃなくて、選ぶじゃなくて、この分担は御理解いただいて。

○委員：ちょっと負担が多くなるのであれですけど、御本人たちがそれで受けてくださるならば、このまま……。

○議長：失礼ですが、先ほど事務局からも申しましたように、極端にどんどん上がってくるような地域ではないようです、農業地帯でですね。片方はちょっと違いますけど、余裕はあんまりないというか、めちゃくちゃにはですね、そういった状況の場所ですので、できましたらこれはぜひですね。ですから、後の農業委員さんをどうするかこれにつきましては、事務局から出されました、このまま行かせていただきたいということですが、どんなでしょうかね。御意見、お願いします。

○委員：残りのお二人が問題なければいいけど。

○委員：なければいいと思う。

○委員：問題ない、いいですと言われれば。

○委員：それでいいと思います。

○委員：思いますよね。

○委員：ぜひお願いしたいですね。

○委員：□□さん、いいんですか。

○委員：負担がかかりますねって。

○委員：分かりません。

○議長：ようございましょうか。

○委員：お願いしますということ。

○議長：特に農業委員さんが大変とは思いますが、ぜひ御了解いただいて。

○委員：□□さんたちに負担がかかるけどよろしく願いしますということで。

○議長：今度、地域計画もございます。ただ、□□と□□はほぼまとまっておりますのでやり

やすさは若干あるかと。地域計画の中に上がっておりますので。

大体、どこも二人から三人の農業委員さんに——お一人のところもございますが、あとは推進委員さんが一緒になってやっていただくという体制をつくっておりますので、ようございましょうか、この件。いいですかね。□□委員さん、いいですか。

では、申し訳ありませんが、今年度じゃなくて来年度までの任期が終わるまでの間を欠員のままで進めさせていただきますので、そういうことで皆様方、御理解をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、そういうことで決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、もう一遍、これについては採決を採らせていただきたいと思います。それで、これより採決を行いますので、本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決することといたします。では、よろしくお願いいたします。

それでは、次の農政議案に移っていきたいと思います。ようございましょうか。

農政議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-09-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、福岡市博多区□□。借受人氏名、□□、□□。借受人住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,492平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和5年11月1日。終了の時期、令和14年10月31日。期間、9年。10アール当たりの賃借料、8,000円。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、2ページめくっていただきまして、3ページにございます。件数につきましては、更新が2件、新規が16件、合計18件、筆数につきましては、更新が3筆、新規が32筆、合計が35筆、面積の合計は8万3,308平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、その先をお開けください。

議案第18号になっていると思います。一枚めくってください。

農政議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見照会の件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらも読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-09-101。貸付者氏名、□□、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,492平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和5年11月1日。終了の時期、令和14年10月31日。期間、9年。10アール当たりの賃借料、8,000円。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、次のページ、2ページになっております。更新が2件、新規が1件、合計3件、筆数につきましては、更新が3筆、新規が32筆、合計35筆、面積としましては合計8万3,308平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件について、御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

議案第19号に移ります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に伴う意見聴取についてに対する件を議題といたします。

担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：いつもお世話になっております。農政課の□□と申します。平素より市の農業政策に御理解、御協力いただきましてありがとうございます。本日は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に伴う意見聴取についての審議の時間をいただきましてありがとうございます。今回の議案は、先月8月の農業委員会の際に議案提出をさせていただきました事前説明を経ての意見聴取となります。詳しい説明につきましては前回の農業委員会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

かがみ文を含めまして3枚めくっていただきましたところから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）をつけております。変更内容につきましては、前回も説明いたしましたが、地域計画の策定、いわゆる人・農地プランの法定化、農地の集約化等、そして人の確保・育成のための体制整備、この3点及び軽微な文章の修正となります。

戻りまして、かがみ文を一枚めくっていただきます。農業委員会会長様宛てに意見聴取の依頼文の写しをつけております。

さらに一枚めくっていただきます。こちらには回答書をつけております。農業委員会の事務局職員と協議いたしまして、議案には「特に意見なし」に仮で丸をつけておりますが、この回答でよろしいかの御審議をよろしくお願いいたします。なお、お手数をおかけしますが、修正点などある場合は、ページ数も多いため、下に振っておりますページ番号をお伝えいただいた上で御意見いただきますとありがたいです。

委員の皆様には、お忙しいところ恐れ入りますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

事前にお話を申し上げた点でございます。何かいろいろ、直接は何もございませんようでしたが、この場でいろいろございましたら出していただきたいと思います。最終的には、先ほど言われたように回答書を出すような形になりますので。何か御意見ございませんか。一応、全部読まれたかどうかあれですが、読んでいただいているということでさせていただきますので。ようございましょうかね。農業委員会として特に意見なしということで回答書を出したいと思いますが、ようございましょうか。

（なし）

○議長：それでは、本件に対する意見等の在り方について、意見がございませんようですので、本件についての意見等なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。

以上で、本件に関する議題は終わらせていただきます。ありがとうございました。

今、定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年第9回筑紫野市農業

委員会定例会を閉会します。